

阪神高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画

平成２３年３月１１日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
阪神高速道路株式会社

【目 次】

1	高速道路利便増進事業	
1	上限料金の引下げに係る割引	1
2	新神戸トンネル連続利用割引	1
3	環境ロードプライシング	2
4	NE X C O・本四との乗継割引	4
5	池田線端末平日通勤時間帯割引	5
6	西大阪線早朝夜間割引	5
7	事業者向け大口・多頻度割引の契約単位割引	6
8	時間帯割引	6
9	湾岸線連続利用割引	7
10	京都線時間帯割引	7
2	高速道路貸付料の額の減額	9
3	一般会計に承継される機構債務	9
4	計画期間	10
5	実施体制	10
6	協定の変更	10

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和３３年法律第３４号。以下「法」という。）第４条第２項に基づき共同して作成し、平成２１年３月１０日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第４条第８項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

法第４条第１０項第２号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

1 上限料金の引下げに係る割引

①割引を適用する自動車

阪神高速道路のうち阪神圏（阪神東線、阪神西線及び阪神南線をいう。）の出入口等（阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。）の間を通行する自動車。

なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、「阪神東線」は別紙―１に掲げる路線を、「阪神西線」は別紙―２に掲げる路線を、「阪神南線」は別紙―３に掲げる路線をいう（以下同じ。）。

②割引内容

出入口等間の利用距離が、下表に掲げる利用距離となる場合は、割引後の基礎料金の額は同表の額とする。ただし、車種ごとの基礎料金に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行ったものを料金の額とする。

利用距離	基礎料金（円）	
	普通車	大型車
30.0km 超	857.14	1,714.28

③実施期間

平成２４年１月１日から平成６２年９月３０日まで

2 新神戸トンネル連続利用割引

①割引を適用する自動車

兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道路公社が管理する神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を連続して通行するＥＴＣ車〔有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年建設省令第３８号）第１条に規定する有料道路自動料金收受システムを利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の

納付が不可能な場合には、E T Cカードを使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。】。

なお、兵庫県道高速神戸西宮線については、平成23年4月1日から適用する。

②割引額

普通車 300円

大型車 600円

③実施期間

平成21年4月1日から平成62年9月30日まで

なお、神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）の移管について協議を進めることとしており、移管の後は、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 環境ロードプライシング

①割引を適用する自動車

(イ) E T C車のうち大型車

(ロ) E T C車のうち、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二の自動車の範囲の欄に掲げる自動車のうち下表に定める車両で、かつE T Cコーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10 から 19 まで及び 100 から 199 まで
人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車	2、20 から 29 まで及び 200 から 299 まで
散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車	8、80 から 89 まで及び 800 から 899 まで

②割引率等

別紙－4に定める区間を通行する記①に掲げる車両に適用する割引率は30%とする。ただし、下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記①（イ）又は（ロ）ごとに同表の利用距離に応じて、同表の割引率又は割引額（ただし、神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）とを連続して通行する場合にあっては括弧内の割引額）を適用する。また、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。

利用区間	利用距離	割引率又は割引額	
		(イ)	(ロ)
兵庫県道高速湾岸線の一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 JCT）から大阪市福島区大開（大開（仮称）出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合。ただし、兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市東海岸町から西宮市西宮浜一丁目まで又は大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点とする場合は除く。	利用距離にかかわらず	15%	
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 JCT）から大阪市福島区大開（大開（仮称）出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合	利用距離にかかわらず	10%	
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と連続して通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合は除く。			
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町（尼崎末広東行出口及び西行入口）又は尼崎市東海岸町（尼崎東海岸出入口）を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行（会社が別に定めるところにより阪神高速道路の路線を乗り継いで利用する場合に限る。）する場合	12.0km 超～18.0km 以下	420 円 (240 円)	210 円 (120 円)
	18.0km 超～24.0km 以下	620 円 (440 円)	310 円 (220 円)
	24.0km 超	820 円 (640 円)	410 円 (320 円)

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目（甲子園浜出入口）までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	6.0km 以下	300 円 (120 円)	150 円 (60 円)
	6.0km 超～12.0km 以下	500 円 (320 円)	250 円 (160 円)
	12.0km 超～18.0km 以下	700 円 (520 円)	350 円 (260 円)
	18.0km 超～24.0km 以下	900 円 (720 円)	450 円 (360 円)
	24.0km 超	1100 円 (920 円)	550 円 (460 円)
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間及び西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	6.0km 以下	440 円	220 円
	6.0km 超～12.0km 以下	640 円	320 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間のみ又は西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する場合	利用距離にかかわらず	720 円	360 円

③実施期間

平成24年1月1日から平成62年9月30日まで

4 NEXCO・本四との乗継割引

①割引を適用する自動車

下表左欄の路線（下表右欄の区間の全部又は一部の区間を通行する自動車で、当該区間のみ通行する場合に限る。）と下表右欄の西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が管理する路線を連続して通行するETC車。

なお、大阪府道高速大和川線については、供用の日から適用する。

路線	区間	路線
大阪府道高速大阪池田線 兵庫県道高速大阪池田線	豊中南（名神）（北行）出入口から池田出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大和川線	松原 JCT から平野出入口又は三宅西（仮称）出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線又は高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪 JCT から第二阪奈出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
兵庫県道高速神戸西宮線	西宮 IC から芦屋出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
兵庫県道高速神戸西宮線	月見山（第二神明）から柳原出入口まで	一般国道2号（第二神明道路）
兵庫県道高速北神戸線	西宮山口 JCT から西宮山口南出入口まで	高速自動車国道中国縦貫自動車道

兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路2号線	布施畑JCTから永井谷出入口、 しあわせの村出入口又は白川南出 入口まで	一般国道28号（神戸淡路鳴門自動 車道）
兵庫県道高速北神戸線	伊川谷JCTから前開出入口まで （ただし、伊川谷JCTから永井 谷JCTまでの区間のみを通行す る場合は除く。）	一般国道2号（第二神明道路）
大阪府道高速湾岸線	りんくうJCTから貝塚（南行） 出入口まで	一般国道481号（関西国際空港連 絡橋）又は高速自動車国道関西国際 空港線

②割引額

普通車 100円
大型車 200円

③実施期間

平成24年1月1日から平成26年3月31日まで

5 池田線端末平日通勤時間帯割引

①割引を適用する自動車

別紙―5に定める区間の全部又は一部の区間のみを通行するETC車

②割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	150円	300円
	17:00 以後～20:00 前		

(注) 平日（月曜日～金曜日）は、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。）を除く（以下同じ。）。

③実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

6 西大阪線早朝夜間割引

①割引を適用する自動車

別紙―6に定める区間の全部又は一部の区間のみを通行するETC車

②割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
全日	0：00 以後～6：00 前	80 円	150 円
	22：00 以後～24：00 前		

③実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

7 事業者向け大口・多頻度割引の契約単位割引

①割引を適用する自動車

阪神東線、阪神西線、阪神南線及び京都線において、ETC車のうち、ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。
なお、上記にいう「京都線」は別紙―7に掲げる路線をいう（以下同じ。）。

②割引率

利用者の月間利用額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、当該利用者の当該月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。

③実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

8 時間帯割引

①割引を適用する自動車

阪神東線、阪神西線及び阪神南線を通行するETC車

②割引率

下表に定める区分及び時間帯に応じた割引率を適用する。また、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。ただし、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間については、同表にかかわらず、土曜日・日曜日・祝日における普通車は、30%の割引率を適用するものとし、割引率を乗じて得た割引額に50円未満の端数が生じる場合は、割引額を50円単位に24捨25入する。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0：00 以後～6：00 前	20%
	22：00 以後～24：00 前	
土曜日・日曜日・祝日	0：00 以後～24：00 前	20%

③実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

9 湾岸線連続利用割引

①割引を適用する自動車

兵庫県道高速湾岸線のうち、阪神東線と阪神西線を連続して通行するETC車又は大阪府道高速湾岸線のうち、阪神東線と阪神南線を連続して通行するETC車。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

②割引額

割引額は、阪神東線と阪神西線又は阪神東線と阪神南線を連続して通行するごとに、次のとおりとする。

普通車 100円

大型車 200円

③実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

10 京都線時間帯割引

①割引を適用する自動車

京都線を通行するETC車

②割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

(イ) 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	200円	400円
	17:00 以後～20:00 前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00 以後～24:00 前		

(ロ) 平成23年4月1日から平成30年3月31日まで

i) 別紙-8に定める区間のみを通行する場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	200円	400円
	17:00 以後～20:00 前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00 以後～24:00 前		

ii) i) に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6 : 00 以後～9 : 00 前	1 5 0 円	3 0 0 円
	17 : 00 以後～20 : 00 前		
土曜日・日曜日・祝日	0 : 00 以後～24 : 00 前		

③実施期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

2 高速道路貸付料の額の減額

法第4条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

高速道路貸付料の額の減額（百万円）	618,162
-------------------	---------

3 一般会計に承継される機構債務

法第4条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務		承継額（百万円）		利率 （％）	償還期限	利息支払期
		元本	利息			
財政融資資金貸付金借入金 14203	16,798	15,397	1,401	1.30	平成34年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14204	21,809	20,250	1,559	1.10	平成34年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14205	11,180	10,314	866	1.20	平成34年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14206	9,331	8,721	610	1.00	平成34年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14207	13,489	12,690	799	0.90	平成34年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14208	23,683	22,232	1,451	0.90	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14209	30,927	29,232	1,695	0.80	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14210	130,394	124,096	6,298	0.70	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14211	17,388	16,548	840	0.70	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 11201	6,000	5,920	80	2.10	平成21年9月18日	1月28日 7月28日
政府保証に号 第177回道路債券	2,953	2,810	143	1.50	平成26年4月22日	5月30日 11月30日
政府保証に号 第178回道路債券	86,750	81,490	5,260	1.50	平成27年3月20日	5月30日 11月30日

（注1）承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

（注2）上表の額は単位未満を端数処理している。

（注3）高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の軽減額（現行の収支明細における前提条件に基づき算定）を考慮している。

4 計画期間

平成21年4月1日から平成62年9月30日まで。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告し、必要に応じて本計画の変更を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

別紙－ 1

- ・ 大阪府道高速大阪池田線
- ・ 大阪府道高速大阪守口線
- ・ 大阪府道高速大阪東大阪線
- ・ 大阪府道高速大阪松原線
- ・ 大阪府道高速大阪堺線
- ・ 大阪府道高速大阪西宮線
- ・ 大阪府道高速大阪湾岸線（大阪市西淀川区中島二丁目地先から泉大津市臨海町一丁目までの区間）
- ・ 大阪府道高速大和川線
- ・ 大阪府道高速道路森小路線
- ・ 大阪府道高速道路西大阪線
- ・ 大阪府道高速道路淀川左岸線
- ・ 兵庫県道高速大阪池田線
- ・ 兵庫県道高速大阪西宮線（西宮市武庫川町から尼崎市東本町一丁目までの区間）
- ・ 兵庫県道高速湾岸線（西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町地先までの区間）

別紙－ 2

- ・ 兵庫県道高速神戸西宮線
- ・ 兵庫県道高速大阪西宮線（西宮市今津水波町から同市武庫川町までの区間）
- ・ 兵庫県道高速湾岸線（神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間）
- ・ 神戸市道高速道路 2 号線
- ・ 兵庫県道高速北神戸線（神戸市西区伊川谷町潤和から同町井吹までの区間のみを通行する自動車を除く）
- ・ 神戸市道高速道路北神戸線

別紙－ 3

- ・大阪府道高速湾岸線（泉大津市臨海町一丁目から泉佐野市りんくう往来北までの区間）

別紙－４

- ・兵庫県道高速湾岸線のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間。ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区味泥町（摩耶東行入口及び摩耶西行出口）から西宮市今津水波町までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線又は大阪府道高速大阪西宮線を通行する場合は除く。
- ・大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち大阪市港区港晴（天保山出入口）から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の全部又は一部の区間並びに大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 J C T）から大阪市福島区大開（大開（仮称）出入口）までの区間の全部又は一部の区間。ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。

別紙－ 5

- ・ 大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線（大阪府池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間）

別紙－ 6

- ・ 大阪市道高速道路西大阪線（大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目までの区間）

別紙－ 7

- ・京都市道高速道路 1 号線
- ・京都市道高速道路 2 号線

別紙－ 8

- ・京都市道高速道路 1 号線（京都市山科区西野山桜ノ馬場町から同市伏見区深草中川原町までの区間）